

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市防災会議運営要綱

令和 3 年 8 月 1 2 日
茅ヶ崎市防災会議決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、茅ヶ崎市防災会議条例（昭和 3 8 年茅ヶ崎市条例第 1 1 号）第 6 条の規定に基づき、茅ヶ崎市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関して、新型コロナウイルス感染症対策として書面会議の必要な事項を定めるものとする。

(書面会議)

第 2 条 やむを得ない理由により茅ヶ崎市防災会議運営要綱第 2 条に規定する会議を開催できず、防災会議の運営に支障をきたすと会長が認めたときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

2 会長は、書面会議の実施に当たり、次に掲げる資料を委員に送付しなければならない。

- (1) 議事の内容を明らかにした議案書
- (2) 議事に対する委員の意見・賛否を明らかにするための表決書
- (3) その他書面会議の実施に必要な資料

3 会長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付に当たり、それを通知しなければならない。

4 書面会議は、前項の期限までに、委員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立する。

5 会長は、書面会議の結果を委員に報告する。

(幹事会)

第 3 条 前条の規定については、茅ヶ崎市防災会議運営要綱（昭和 4 5 年 4 月 1 日施行）第 5 条に規定する茅ヶ崎市防災会議幹事会においても準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 2 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。